

(仮称) 銚田市子育て・コミュニティセンター管理運営計画策定業務委託仕様書

この仕様書は、銚田市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名

(仮称) 銚田市子育て・コミュニティセンター管理運営計画策定業務委託

2 業務目的

本業務は、基本構想及び基本計画に基づき、「子育て支援機能」、「情報発信機能」、「コミュニティ活動機能」、「多目的広場機能」を複合的に備えた（仮称）銚田市子育て・コミュニティセンターがその複合機能を十分に発揮し、市民にふれあいやにぎわいを創出する空間となるよう、管理運営における重要な視点と基本的な考え方を明確にするために策定する。

3 委託場所

銚田市飯名 484 番地 7 ほか

4 委託期間

契約日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで

5 業務内容

管理運営計画の策定業務の内容は、次表に掲げる業務内容とする。

なお、（仮称）銚田市子育て・コミュニティセンターは、「子育て支援機能」、「情報発信機能」、「コミュニティ活動機能」、「多目的広場機能」を複合的に備えた施設であり、多様な目的で訪れる幅広い利用者のニーズにふさわしい活動空間を提供することを目指す。

複合化による相乗効果を最大限に発揮し、施設全体を効率的・効果的に管理運営する観点から、業務を行うこと。

(1) 管理運営計画に係る基礎調査

管理運営計画の策定に必要な範囲で、市場調査及び全国の同種・類似施設の先行事例調査を実施し、当該施設の役割・位置付けを分析・整理する。

(2) 事業者ヒアリングの開催支援

当該施設の運営手法の検討のため、民間事業者へのヒアリングを実施する。運営主体は本市とし、受託者は事前準備、資料作成、当日のサポート、記録業務を行う。

(3) 市民ワークショップの開催支援（参加者 20 名程度×2回）

市民の意見やアイデアを当該施設の管理運営に反映させるため、市民に対して参加者を募りテーマを設け、ワークショップを開催する。運営主体は本市とし、受託者は事前準備、資料作成、ワークショップの運営、記録業務を行う。

(4) 管理運営計画検討委員会の開催支援（期間中 5 回程度を想定）

運営主体は本市とし、受託者は事前準備、資料作成、意見集約、記録業務を行う。

(5) 管理運営計画の策定支援

①基本方針の検討

これまでの経緯・前提条件、基本構想及び基本計画をふまえ、管理運営計画の基本方針を定める。

②事業計画の検討支援

事業方針、実施する事業内容及び中長期的な事業展開の方向性を整理する。

③施設運営計画の検討支援

施設の運営方法（運営主体、指定管理者制度導入の可否）、開館時間や休館日、利用料金・区分、収支、備品のあり方、本市と運営者の責任分担等について整理する。

④広報・宣伝計画の検討支援

広報宣伝方針、開館前・開館後の広報宣伝の方向性、情報発信方法について検討する。

6 提出書類（成果品）

管理運営計画策定業務の成果物は以下とし、実施期間終了日までに提出すること。

(1) 部数等

- ①（仮称）銚田市子育て・コミュニティセンター管理運営計画 30 部
- ②本業務に関し受託者が出席した各種会議・打ち合わせの議事録 各 1 部
- ③電子データ（成果品の電子データを収めたCD-R）

(2) 納入場所

銚田市銚田 1444 番地 1
銚田市政策企画部まちづくり推進課

(3) 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、委託者に帰属するものとする。

7 実施上の留意事項

(1) 実施体制

本事業の実施に当たり、業務実施の安全管理を徹底すること。

(2) 計画準備

本業務の概要を整備するとともに、計画立案から実施期間終了までの協議記録等を取りまとめ、業務がスムーズに実施できるように必要な各工程の基本的方針及び計画、準備を行うこと。

(3) 協議打合せ

本業務が円滑かつ計画的に進むように、委託者と受託者は業務着手時、各工程の区切り時、納品時の他、必要に応じ協議打合せを行う。なお、社会情勢を踏まえ、オンラインによる協議打合せを含め、情報共有を十分に図ること。

外部からの有識者を交えての協議を行う場合の謝礼、費用弁償等は委託者の負担として積算する。協議打合せの結果は受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に内容を確認しなければならない。

(4) その他

受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

8 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。また、改善できないと委託者が認めたときには契約を解除できるものとする。
- (2) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、銚田市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。